

公益通報者保護法による通報制度と大阪市条例による通報制度との比較

公益通報者保護法		大阪市市条例
<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者の保護 ・国民の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守 ・国民生活の安定と社会経済の健全な発展 	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者の保護 ・職員等による法令の遵守の確保 ・公正な市政の運営、市政に対する市民の信頼の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・通報対象事実のある労務提供先における労働者のみ 	通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・何人でも
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者内部 不正の目的でないことが要件① ・権限を有する行政機関 ①+真実であると信じる相当の理由があることが要件 ・報道機関、消費者団体等 ①+②+不利益取扱を受けると信じる相当の理由があること等が要件 	通報窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開室監察部 ・各所属コンプライアンス担当 ・公正職務審査委員会委員による外部通報受付窓口（通報者情報を事務局に知らせない）
<ul style="list-style-type: none"> ・匿名の場合は保護されない 	顕名・匿名	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名でも一定の保護がされる
<ul style="list-style-type: none"> ・通報者の労務提供先のみ 	対象となる行為者	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員及び委託先事業者（当該委託事業に関するもののみ）
<ul style="list-style-type: none"> ・別表により限定した法律に規定する罪の犯罪行為 ・上記法律の規定に基づく処分に違反することが犯罪行為となる場合における当該処分の理由とされている事実 ・当該処分の理由とされている事実が上記法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実 <p>上記行為が「生じ、又はまさに生じようとしている旨」</p>	通報対象事実	<p>○以下はすべて対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反 ・市の各機関の規則・規程違反 ・人の生命、身体又は財産への危険 ・環境を害するおそれ ・その他不適正 <p>上記行為が「生じ、又は生ずるおそれがある旨」</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関での審議を予定していない 	第三者機関の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪市公正職務審査委員会 ・すべての通報案件を審議する ・調査の要否、調査主体及び方法は委員会の判断に基づく ・調査、審議については市長といえども介入させない ・審議結果として、実施機関に対する勧告・意見書の提出・公表や、付言を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・特に制限はない (電話でも顕名なら保護) 	通報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・特に制限はない (外部通報窓口は制限あり)
<ul style="list-style-type: none"> ・解雇等の無効 ・その他不利益取扱の禁止 	通報者保護	<ul style="list-style-type: none"> ・不利益取扱の禁止 ・通報者氏名等の秘匿
<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況も含めて連絡することが望ましい。(ガイドライン) 	通報後の通報者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・処理完了後に連絡。条例により、処理中は通報の有無や内容を公開できないことになっており、本人に対しても進捗状況は教えない。

法に基づく通報一覧

年度	対象法律	通報受理件数	調査着手件数	措置を講じた件数
平成18年度	消防法	1	1	1
平成19年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1	1	1
	自動車の保管場所の確保等に関する法律	1	0	0
平成20年度	消防法	3	3	3
	金融商品取引法	1	0	1
平成21年度	消防法	1	1	0
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	1	0	1
	自動車の保管場所の確保等に関する法律	1	0	1
	下水道法	1	1	0